

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年4月10日（金）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員13名、推進委員4名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 会議書記の指名

- 第3 議事案件

- 議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

- 議第2号 農地法第5条規定による申請の件

- 議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

- 議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

- 議第5号 大和高田市農業委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について

- 議第6号 その他

- 1) 施行規則該当転用について

- 2) 畑作転換承認申請について

- 3) 専決処分の報告について

- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から4月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、農業委員13名全員出席して頂いておりますので総会は成立していることを報告致します。

また、推進委員は4名全員出席して頂いております。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
(異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、梅田委員さんと8番、上田委員さんのお二人を指名致します。

 続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願ひ致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

 まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

 本件は、農地を農地として耕作するための耕作権、所有権の移動でございます。

 番号1番、申請地、大字築山□□□番1(田)□□□□㎡、
借受人、大字築山、□□ □、貸出人、大字築山、□□□□、
使用貸借権の設定による耕作権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。
借受人の耕作地面積は、1,306㎡ 合わせて下限面積は満たしております。
場所は、調査順序表第3番目、築山愛恵幼稚園の□向かいであります。

 番号2番、申請地、大字築山□□番(畑)□□□㎡、
譲受人、大字築山、□□ □、譲渡人、奈良市、□□□□、
売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。
譲受人の耕作地面積は、1,306㎡、1番の議案と合わせて下限面積は満たしております。
場所は、調査順序表第2番目、国道165号線築山交差点より□に約□□mのところであります。

 以上、議第1号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

 続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させて頂きます。

 まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数から見て、現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

 次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

 また、周辺の地域との調和要件につきましては、周囲の営農に影響のないように行うとのことでありますので、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。

 以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。

 ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご意見ご質問ないおようですので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字田井□□番1（田）現況（畑）□□□㎡、

借受人、大字田井、□□ □

貸出人、東大阪市、□□□□、

申請地は、使用貸借権の設定により、一戸建専用住宅への転用申請でございます。

場所は、調査順序表第1番目、近鉄浮孔駅より□に約□□mのところであります。

以上、議第2号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

現況は、耕作されています。周囲の状況は、北側と東側と西側は農地 南側は道路です。周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。

田井水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに南側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われます。

この案件につきましても、妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします

事務局 　それでは説明させていただきます。申請地の農地区分は、駅より300m内に位置し、第3種農地と判断致します。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は保有している株の売却によりまかなう計画で、株式の保有状況証明書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し約4ヶ月とのことで10月に入居を予定しているとのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。
議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。
（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。
続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。
本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字出□□番1（田）□□□□㎡、
借受人、大字出、□□□□、貸出人、大字出、□□□□、
解約理由は、疾病のためでございます。

番号2番、申請地、大字奥田□□番1（田）□□□□㎡、
借受人、大字奥田、□□□□、貸出人、大字秋吉、□□□□、
解約理由は期間満了のためでございます。

以上、議第3号につきましては2件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　他に質問がないようですので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは続いて議第4号を議題と致しますが、中江委員さんと上田委員さんの親族が申請人となっている案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお関係議案終了後に入室して頂きます。

（中江委員 上田委員 退席）それでは事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、
利用権を設定する者、樺原市、□□□□

利用権を設定する農地、大字根成柿、□□□番1（田）□□□□㎡、
利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和2年6月1日から令和5年5月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、
利用権を設定する者、大字松塚、□□ □、

利用権を設定する農地、大字松塚□□番地（田）□□□□㎡、
利用権の種類は、賃貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は市の公告日の翌日より令和5年1月31日までの約3年間でございます。
整理番号3番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、宇陀市、□□□□
利用権を設定する者、神楽二丁目、□□□□□
利用権を設定する農地、大字神楽□□□番（田）□□□□㎡、
利用権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市の公告日の翌日より、令和12年3月31日までの約10年間でございます。
整理番号4番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、宇陀市、□□□□、
利用権を設定する者、神楽二丁目、□□ □
利用権を設定する農地、大字神楽□□□番1（田）□□□□㎡、
中間管理権の設定により、利用期間は、市の公告日の翌日より、令和12年3月31日までの約10年間でございます。
整理番号5番、利用権の設定を受ける者、東雲町、□□□□、
利用権を設定する者、大字松塚、□□□□
利用権を設定する農地、大字松塚□□番1（田）□□□㎡、
利用権の種類は、賃貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、令和2年5月1日から令和5年4月30日までの3年間でございます。
整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□ □、
利用権を設定する者、鳥取市、□□□□、
利用権を設定する農地、大字松塚□□番1（田）□□□□㎡、
利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和2年5月1日から令和5年4月30日までの3年間でございます。
整理番号7番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、宇陀市、□□□□
利用権を設定する者、大字藤森、□□□□
利用権を設定する農地、大字藤森□番（田）□□□㎡、
利用権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市の公告日の翌日より、令和12年3月31日までの約10年間でございます。
整理番号8番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、宇陀市、□□□□
利用権を設定する者、大字藤森、□□□□
利用権を設定する農地、大字藤森□番、□番いずれも（田）面積は合わせて3,042㎡です。
利用権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市の公告日の翌日より、令和12年3月31日までの約10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる

こと、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

議 長 　ご質問などが無いようですので、採決致します。

それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第4号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第5号を議題と致しますが、議事に入ります前に、中江委員、上田委員の入室をお願い致します。

(中江・上田委員入室、着席) それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議第5号、大和高田市農業委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について説明致します。本件は、平成13年11月6日の定例委員会で承認され、平成14年4月1日から施行されました。これまで、農業委員会が保有する公文書を開示する際は、「市長が保有する公文書の開示に関する規則」、農業委員会が保有する個人情報の保護については、「市長が保有する個人情報の保護に関する規則」の規定の例によることとしていましたが、大和高田市個人情報保護条例及び大和高田市情報公開条例の一部を改正する条例の施行により、各条例の施行に関する細則的な規定の制定権を実施機関から市長に改められたことに伴い、本件規則を廃止するものです。

この内容を承認頂ければ、本件廃止の規則が制定されます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

議 長 　ご質問などが無いようですので、採決致します。

それでは、議第5号、大和高田市農業委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第5号は廃止することに決定致します。

続いて議第6号その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第6号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。

本件は、農地の転用の規則の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。

番号1番、届出地、大字奥田□□番3(田)□□□㎡、申請人、生駒市、□□□、届出による農地の利用状況は、農道としての利用でございます。場所は、奥田弁天池より□に約□□mのところ。以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、地区担当の吉岡委員に現地確認を願っておりますので確認結果の報告を願います。

推 4 番 それでは報告させていただきます。先月、介護福祉施設への5条申請があり、接道から奥に残る農地への進入路として利用されます。現状のまま整地し、土砂の流出がないようにされます。周囲への被害はないものと思われま。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告いたします。

議 長 ただ今、吉岡委員並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

議 長 ご意見ご質問ありませんか。ご意見ご質問ないようですので、採決致します。それでは、第6号議案、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6号議案、その他1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議案第6号、その他の2番を議題と致しますが、上田委員さんの親族が申請人となっている案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお関係議案終了後に入室して頂きます。(上田委員 退席)

事務局 それでは事務局より説明願います。
議第6号その他の2番畑作転換申請承認について説明致します。
番号1番、申請地、大字藤森□□番1の一部(田) □□□㎡の内□□□㎡
申請人、大字藤森、□□□□、場所は藤森団地より□に約□□mのところ
であります。
番号2番、申請地、大字松塚□□番2の一部(田) □□□㎡の内□□□㎡
申請人、大字松塚、□□□□、持分3/4、香芝市、□□□□、
持分1/4、場所は近鉄松塚駅より□に約□□mのところ
であります。
番号3番、申請地、大字奥田□□番2(田) □□□㎡
申請人、大字奥田、□□ □、場所は奥田弁天池より□に約□□mの
ところ
あります。

以上、畑作転換申請の承認につきましては3件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、藤森地区担当の岡本委員と農地部会長並びに奥田地区担当の吉岡委員に現地確認を願っておりますので確認結果の報告を議案番号順に願います。まずは、岡本委員お願致します。

推 1 番 それでは報告させていただきます。
現況は、休耕されています。農地の一部を50cm盛り土する計画です。
作付け計画は、季節の野菜を栽培されるとのことです。周囲に影響はないものと思われま。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告いたします。

議 長 梅田農地部会長報告願います。
農地部会長 それでは報告させていただきます。現況は、稲作をされています。農地の一部を20cm盛り土する計画です。作付け計画は、ブドウを栽培し、直売所で販売されるとのことです。周囲に影響はないものと思われま。

妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告させていただきます。

議 長 吉岡委員お願いします。

推 4 番 それでは報告させていただきます。現況は、休耕されています。70cm盛り土する計画です。作付け計画は、季節の野菜を栽培されるということです。周囲に影響はないものと思われまます。妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告いたします。

議 長 それでは、農地部会長、地区担当委員並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議第6号、その他2番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第6号、その他2番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に議第6号、その他3番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致しますが、議事に入ります前に、上田委員の入室をお願い致します。

(上田委員入室、着席) それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第6号その他3番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和2年2月26日から令和2年3月25日までの届出分でございます。

番号1番、転用届出地、大字根成柿□□□番5(田)□□□㎡、

借受人、天理市、□□□□□□

貸出人、橿原市、□□□□、

賃貸借権の設定により店舗への転用届出であります。

令和2年3月12日に確認委員の中江委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので、報告第1号を終わります。

確認委員の中江委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

それではこれで4月の定例委員会を終らせて頂きます。

委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今村平治郎

署名委員 梅田昌宏

署名委員 中江彰